

# 第3次 下妻市男女共同参画推進プラン

2017～2021

## 意識から 勇気の一步を踏み出そう

～ 支え愛 認め合って 自分らしく輝くまち しもつま ～

性別にとらわれることなく、優しさと思いやりを持って、お互いを認め合い  
ひとりの人間としていきいきと活躍できるまちを目指します。

そのために、自らの意識を変えて、みんなで行動に移すことが必要であると考え  
「勇気の一步を踏み出そう」と呼びかけ、意識から行動への変化を促します。



平成 29 年 3 月  
下 妻 市



シモンちゃん



# プランの基本理念と基本目標です。

## 下妻市男女共同参画推進条例が示す 男女共同参画の基本理念（抜粋）

- (1) 個人と人権の尊重、男女の能力発揮の機会の確保
- (2) 社会活動の選択への制度・慣行の影響の緩和
- (3) 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の社会的活動の両立
- (5) 国際的協調

## ●第3次下妻市男女共同参画推進プランのスローガン●

**意識から 勇気の一歩を踏み出そう**

～ 支え愛 認め合って 自分らしく輝くまち しもつま ～

### 基本目標Ⅰ 意識の改革

～互いを尊重するために～

男女の役割を固定的にとらえる意識の改革を更に進めるため、男女共同参画に関する啓発活動や教育・学習機会の充実を図ります。また、男女間の暴力の根絶を目指します。

### 基本目標Ⅱ 環境の整備

～多様なライフスタイルを  
可能とするために～

ワーク・ライフ・バランスの実現を推進するため、広報などを通じた情報提供を進めます。

また、保育や子育てに関するサービスの充実に努めるとともに、女性の活躍が推進されるために、職場などでの男女共同参画の整備を支援します。

### 基本目標Ⅲ 暮らしの充実

～安心な生活を確かな  
ものとするために～

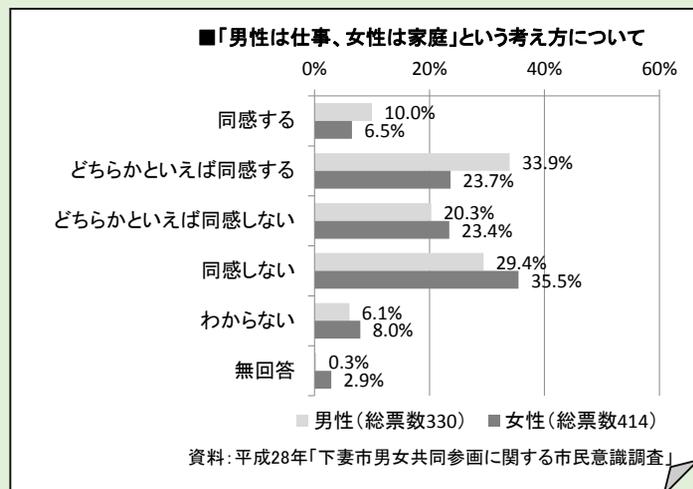
安心して暮らせる福祉環境づくりと、生涯を通じた男女の健康づくりのための支援を充実させます。

また、男女共同参画の視点に立った防災体制の整備と防犯活動を推進します。

## 基本目標Ⅰ 意識の改革 ～互いを尊重するために～

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しない人が同感する人よりも多くなっていますが、男女間での意識の差はまだ見られます。

意識改革を図るためには、啓発活動が欠かせません。広報紙やホームページ、SNS など、様々な媒体を使い男女共同参画に関する情報提供を行うとともに、男女共同参画の視点に立った学校教育及び生涯学習を継続して推進します。



### 1. 男女共同参画に関する意識を広める活動の推進

■男女共同参画に関する意識啓発事業の推進

■情報提供の推進

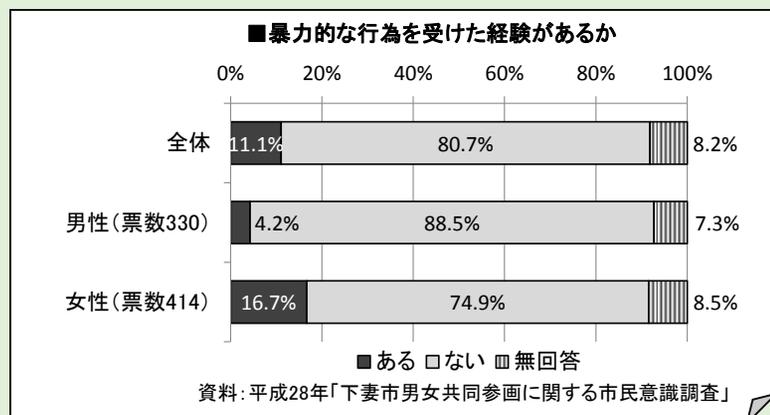
### 2. 男女共同参画を推進するための教育・学習の充実

■男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

■男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

平成28年の市民意識調査で、女性の16.7%と男性の4.2%が暴力的な行為を受けたことがあると回答しています。

DVなどの暴力、虐待、セクハラなどの根絶に向け、広報・啓発活動を行うとともに、被害を受けた人からの相談やその保護に努めます。

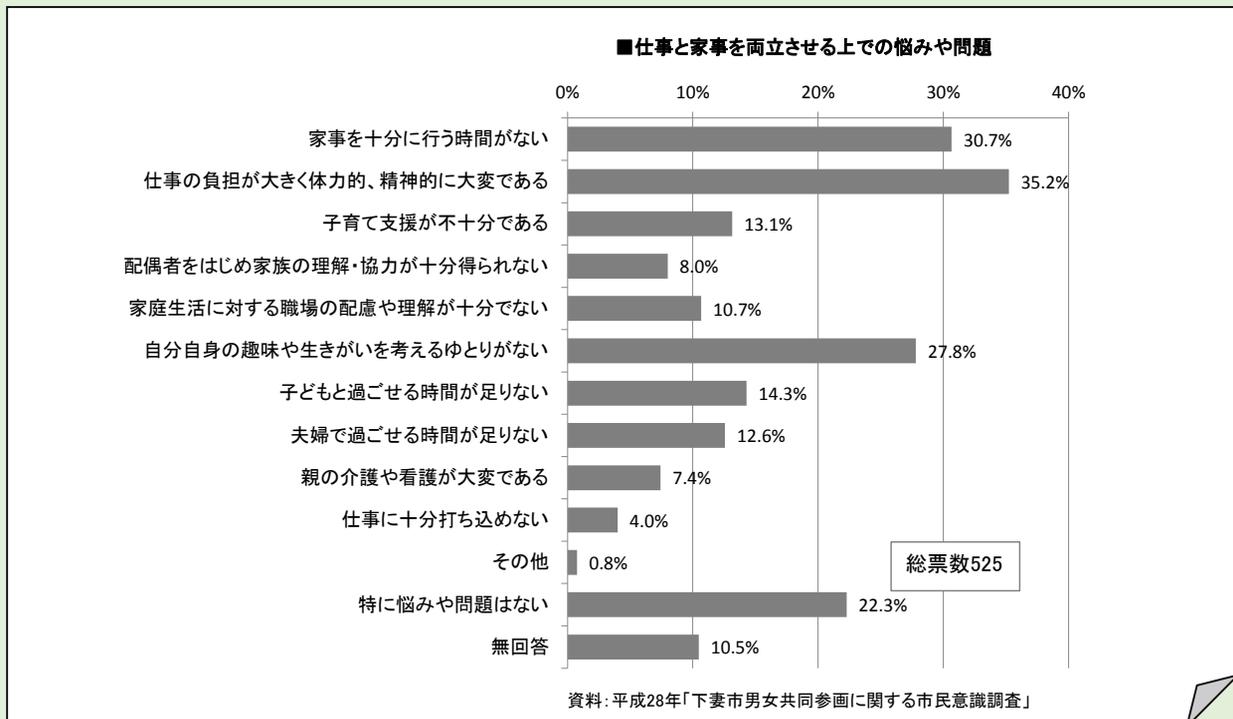


### 3. あらゆる暴力の根絶

■暴力の根絶に向けた広報・啓発活動の推進と被害者への支援

## 基本目標Ⅱ 環境の整備 ～多様なライフスタイルを可能とするために～

平成28年の市民意識調査で、仕事と家庭生活を両立させる上での悩みや問題として「仕事の負担が大きく、体力的、精神的に大変である」、「家事を十分に行う時間がない」、「自分自身の趣味や生きがいを考えるゆとりがない」などの回答の割合が多くなっています。



ワーク・ライフ・バランスを実現するために仕事と家庭の調査に関する啓発活動に努めるとともに、子育て支援や保育サービスの充実を図り、女性の負担軽減を進めます。

また、男女雇用機会均等法に基づく、働く女性の職業生活に必要な支援と、女性の活躍を推進するための支援を行います。

### 1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

■ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

■総合的な子育て支援の充実

■保育サービスの充実

### 2. 働く場における男女平等の実現

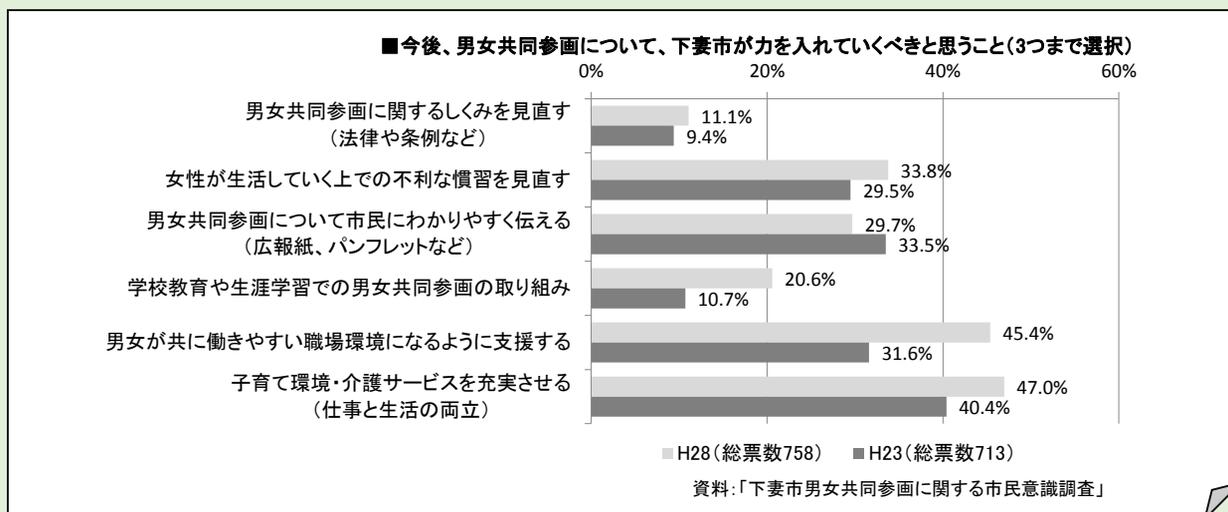
■男女共同参画の視点からの就労環境の整備

### 3. 女性の活躍推進への支援と政策・方針決定過程への参画促進

■女性の活躍の場の拡大

## 基本目標Ⅲ 暮らしの充実 ～安心な生活を確かなものとするために～

平成 28 年の市民意識調査で、今後、男女共同参画について市が力を入れていくべきこととして、「子育て環境・介護サービスを充実させる」をあげた人が最も多く、平成 23 年の前回調査と比較して 6.6 ポイント高くなっています。



子育てなどで困りごとを抱えた時の相談体制や経済的な支援の充実を図るとともに、高齢者や障害者が安心して暮らせる環境の整備を進めます。また、市の高齢化率の上昇に対応し、高齢者の健康づくりや、妊娠・出産・母子に関する健康増進の支援を行います。

防災計画の改訂にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、女性をはじめ全ての立場の市民の意見を踏まえ、策定にあたります。また、子どもを事故や犯罪から守るための施策を推進します。

### 1. 安心して暮らせる福祉環境づくりへの支援

- 総合的な支援体制や相談体制の充実
- 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- 障害児(者)が安心して暮らせる環境の整備
- 子育て家庭への経済的支援
- 援助が必要な家庭への支援

### 2. 生涯を通じた男女の健康づくりへの支援

- 健康づくりのための環境の整備
- 高齢者の健康づくりへの支援
- 妊娠・出産に関する健康支援
- 母子の健康に関する支援

### 3. 男女共同参画の視点に立った防災等の体制の確立

- 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備
- 子どもの安全を守る施策の推進

## 数値目標

このプランでは、次の指標項目について、平成 33 年度の目標値を設定し、その達成に向けて事業を推進していきます。



指標項目	実績値※ <sup>1</sup> (平成 28 年度)	目標値 (平成 33 年度)
● 審議会等の女性の登用率	25.2%※ <sup>2</sup>	30.0%
● 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同意しない市民の割合	54.6%	62.0%
● 学校教育の場で男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	53.0%	70.0%
● DV被害を受けた人のうち「相談しなかった」市民の割合	44.0%	20.0%
● 男女共同参画社会基本法という言葉を見たり聞いたりした市民の割合	34.4%	40.0%
● 自治会など地域活動の場で※ <sup>3</sup> 男女の地位が平等になっていると思う市民の割合	25.7%	30.0%
● ワーク・ライフ・バランスという言葉を見たり聞いたりした市民の割合	29.2%	50.0%
● 男性が育児休業を積極的に取得した方がよいと思う市民の割合	37.5%	50.0%

※<sup>1</sup> 実績値 平成 28 年実施の「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」における結果

※<sup>2</sup> 市町村における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査結果  
(平成 28 年 4 月 1 日時点)

※<sup>3</sup> 平成 23 年実施の「下妻市男女共同参画に関する市民意識調査」では、「町内会、自治会などの住民組織の中で」の選択肢に対応

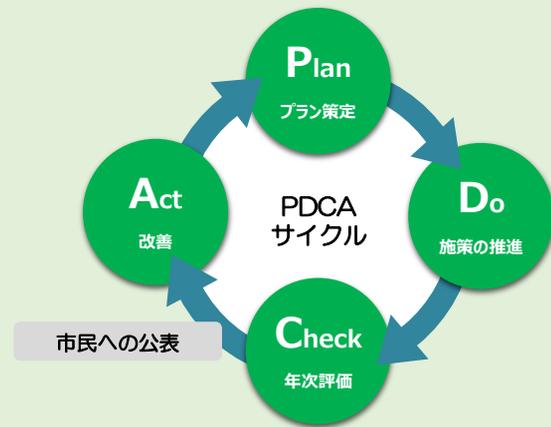


# プランはこのように推進されます。

プランの推進にあたり、全庁的な連携体制とともに、市民や市内の関係団体、企業等をはじめ、国及び県や近隣市町村との連携を図ります。

また、プランの策定や変更、施策の推進状況等の審議を行うための、市民の参画による「下妻市男女共同参画推進委員会」を運営します。

プランの進行管理は、毎年度、施策の進捗状況をとりまとめ分析し、必要に応じて事業等の見直しに反映する「PDCA サイクル」によって行い、その結果について、市民に公表します。



## ●男女共同参画に関する各種相談窓口●

### 女性プラザ男女共同参画支援室

- 相談内容：
  - 起業、再就職、地域・団体活動等の様々な分野へのチャレンジに関する相談
  - 家族、夫婦、学校、職場、地域等での悩み事などや男女共同参画に関する苦情・意見
- 電話：029-233-3982（平日 9:00～17:00）

### 茨城県警察女性専用相談電話

- 相談内容：
  - DV・ストーカー・リベンジポルノに関する女性からの相談
- 電話：029-301-8107  
女性警察官が 24 時間対応

### 茨城県女性相談センター

#### （茨城県配偶者暴力相談センター）

- 相談内容：
  - 女性に関する相談、配偶者からの暴力に関する相談
- 電話：029-221-4166  
（平日 9:00～21:00 土日祭日 9:00～17:00）

### 茨城県警察県民安心センター

- 相談内容：
  - 被害の未然防止・安全と平穏に関する相談
- 電話：#9110 又は 029-301-9110  
（平日 8:30～17:15）

### 厚生労働省茨城労働局雇用均等室

- 相談内容：
  - 職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談
- 電話：029-224-6288（平日 8:30～17:15）

### 茨城県警察「勇気の電話」

- 相談内容：
  - 性犯罪被害に関する相談
- 電話：029-301-0278（平日 8:30～17:15）

## 第3次下妻市男女共同参画推進プラン【概要版】

平成 29 年 3 月

発行・編集：下妻市 市長公室 市民協働課

〒304-8501 茨城県下妻市本城町 2-22

TEL 0296-43-2114 FAX 0296-43-4214

E-mail：kyodo@city.shimotsuma.lg.jp

ホームページ：http://www.city.shimotsuma.lg.jp

※プランの詳細については、「第3次下妻市男女共同参画推進プラン」本編をご覧ください。